

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	八王子市 地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

八王子市長

## 公表日

平成27年4月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>八王子市では、地方税に関する賦課徴収に関する事務として、以下の「市民税・都民税(以下、「住民税」という。)関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。(別添1を参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住民税関係事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>①申告書等の課税資料に基づく課税計算</li> <li>②住民税の課税に関する事務</li> <li>③住民税の徴収に関する事務</li> </ol> </li> <li>固定資産税(都市計画税及び特別土地保有税を含む)関係事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>①土地、家屋及び償却資産の調査</li> <li>②土地、家屋及び償却資産の評価</li> <li>③固定資産税課税に関する事務</li> <li>④固定資産税の徴収に関する事務</li> </ol> </li> <li>軽自動車税関係事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>①軽自動車税の課税に関する事務</li> <li>②軽自動車税の徴収に関する事務</li> </ol> </li> <li>収納管理関係事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>①収納及び課税の状況による収納管理事務</li> <li>②滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務</li> </ol> </li> <li>証明発行関係事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>課税証明書、納税証明書等の発行事務</li> </ol> </li> </ol>
③システムの名称	総合税システム(以下、「税務システム」という。)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)賦課徴収情報ファイル (2)国税連携システムファイル (3)住民税給報連携システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八王子市税務部 税制課、住民税課、資産税課、納税課
②所属長	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野 裕
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 (市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎議会棟2階 税務部税制課 電話番号 042-620-7218

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月27日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	税制課長 内田 哲生、住民税課長 関谷 健司、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野裕	税制課長 志萱 龍一郎、住民税課長 原 清、資産税課長 大津 仁利、納税課長 水野裕	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。